

# 指定管理者候補者の選定結果について

## 1 対象施設

十和田湖特定環境保全公共下水道（十和田市大字奥瀬字十和田361-4外）

## 2 指定管理者の候補者名

財団法人青森県建設技術センター（青森市中央三丁目21番9号）

## 3 選定理由

青森県下水道指定管理者審査委員会の審査の結果、財団法人青森県建設技術センターが指定管理者として最も優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とする。

### 候補者の評価内容

- ・施設運営能力等の独自の優位性を有し、また要求性能基準を遵守するための妥当かつ具体的な方策が提案されているなど、県民の適正な利用の確保が見込まれる。
- ・ポンプ場施設等の運転監視操作及び施設の保守点検について妥当な計画が提案されているなど、施設の効用の適正な発揮が見込まれる。
- ・経費節減に努めており、施設の効率的な管理が見込まれる。
- ・当該施設を良好に管理した実績を有し、また団体の財務状況が健全であるなど、施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有すると認められる。
- ・県内に主たる事務所を置く団体であり、県内の産業・雇用への配慮がなされている。

## 4 申請者数

2団体

## 5 選定の方法

### (1) 審査基準及び配点

○ 選定基準 ・審査基準	配点
1 県民の適正な利用が確保されること。 ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針	10
2 施設の効用が適正に発揮されること。 ・施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	25
3 施設の効率的な管理ができること。 ・施設の管理運営に係る経費の内容	20
4 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤	20

・類似施設の運営実績	
5 県内の産業・雇用への配慮がなされていること。 ・県内の産業振興、県内からの雇用の確保への配慮	25
(合計)	100

## (2) 審査方法

審査委員会において、審査基準に基づき、書類審査及びヒアリングによる審査を行った。

## (3) 審査委員

委員長 竹内 春繁 (青森県県土整備部長)  
 委員 山田 裕 (青森県県土整備部監理課長)  
 委員 今 裕嗣 (青森県県土整備部都市計画課長)  
 委員 白戸 久夫 (弘前市上下水道部部長)  
 委員 関川 裕 (八戸市環境部下水道事務所長)  
 委員 若山 恵佐雄 (税理士)  
 委員 細川 顕仁 (地方共同法人日本下水道事業団  
 事業統括部新プロジェクト推進課長)

## (4) 審査の経過

平成22年5月26日 第1回審査委員会 (審査基準の決定)  
 平成22年9月 6日 第2回審査委員会 (書類審査)  
 平成22年9月17日 第3回審査委員会 (ヒアリングによる審査)